

繰上げ減額率・繰下げ増額率について

【現在の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- ・ 繰上げ受給の場合、1月当たり0.5%減額、繰下げ受給の場合、1月当たり0.7%増額する仕組み
 - ・ 減額率・増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定
- ※ 具体的には、平成12年改正において、下記データを使用して計算
- 平成7年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命18.7年(男女平均))
 - 平成11年財政再計算の経済前提(物価上昇率1.5%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.0%)

減額率・増額率は受給者の生活設計の安定のため頻繁に変えるものではないが、今般、受給開始時期の選択肢の拡大が議論されている中、一つの見直しのタイミングではないか。

【新制度下の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方】

- ・ 従来の考え方と同様に、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定
 - ・ 65歳時点の年金額を基準として、60歳までの繰上げ減額率、75歳までの繰下げ増額率を設定
- ※ 具体的には、現在入手できる最新のデータを使用して計算
- 平成27年完全生命表による年齢別死亡率(この時点の65歳の平均余命21.8年(男女平均))
- 参考に「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)の将来生命表による年齢別死亡率でも検証
- 2019(令和元)年財政検証のケースI～ケースVIの長期の経済前提

繰上げ受給：1月当たり0.4%減額
(平均余命の延伸に伴い現行より引下げ)

繰下げ受給：1月当たり0.7%増額
(平均余命の延伸と75歳までの繰下げ増額期間の拡大とを勘案して計算)

